

# 一般競争入札による 市有財産売却説明書

塩尻市 企画政策部 公共施設マネジメント課

## 一般競争入札による売却手続きの流れ

### ① 入札参加申込み

- ・「市有財産一般競争入札参加申込書」を提出してください。
- ・申込書には、入札参加する物件番号を誤りなく記載してください。
- ・申込書の提出は、塩尻市企画政策部公共施設マネジメント課へ直接お持ちいただくか郵送してください。(どちらの場合も、令和8年6月29日 16:00必着)
- ・申込書には、「誓約書」、「役員等一覧(法人のみ)」、「印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)」を添付してください。

### ② 入札保証金の納入

- ・入札しようとする金額の5%以上の額を納めてください。
- ・あらかじめ金融機関窓口で納入する方法、入札日に受付で納入する方法があります。
- ・落札者以外の方には返還します。(あらかじめ金融機関窓口で納入された場合は、後日指定口座へ返還します。)
- ・落札者の入札保証金は、契約保証金に充当できます。

### ③ 入札、開札

- ・最低売却価格以上で、一番高い金額を入札された方を落札者とし、契約手続きを行います。
- ・土地のみの価格で入札してください。(建物及びその他付属物については、価値を0円としています。)

### ④ 契約保証金の納入

- ・落札額＝契約額となり、契約額の10%以上の額を契約保証金として納めていただくことにより契約を締結します。(入札保証金を充当できます。)
- ・落札決定後、原則として10日以内に契約保証金を金融機関窓口から納入してください。
- ・落札後、契約保証金が期限までに納入されない場合は契約の権利を失い、納入された入札保証金は市に帰属することとなり、返還されませんのでご注意ください。

### ⑤ 売買契約の締結

- ・契約保証金の納付により売買契約を締結します。
- ・契約書は市で用意します。契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

### ⑥ 売買代金の納入

- ・売買契約締結後、原則として60日以内に売買代金の全額を納入してください。(契約保証金を充当できます。)。期限までに納入されない場合は契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属し、返還されませんのでご注意ください。

### ⑦ 所有権の移転

- ・売買代金全額の納入により、所有権移転となります。
- ・土地建物の所有権移転登記は、売買代金納入後、市で行います。住所証明書として「住民票(外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書、法人の場合は登録事項証明書(現在事項証明書又は代表者事項証明書))」が必要なほか、登録免許税は落札者の負担となります。
- ・所有権移転登記が完了しましたら登記識別情報をお渡ししますので、受領書を提出してください。

## 一般競争入札による市有財産の売却について

### 1 入札に付する事項

#### (1) 入札物件及び最低売却価格

別紙 物件一覧参照 ※物件調書等をよくお読みください。

#### (2) 入札方法

- ・一般競争入札（最低売却価格以上で最も高い価格で入札した方に売却します。）
- ・土地のみの価格で入札してください。（建物及びその他付属物については、価値を0円としています。）

#### (3) 物件の内容

位置図、公図、写真、物件調書のとおり

### 2 入札に関するお問い合わせ及び入札参加申込書提出（郵送）先

(1) 担 当 塩尻市 企画政策部 公共施設マネジメント課

(2) 所在地 長野県塩尻市大門七番町3番3号（〒399-0786）

(3) 電 話 0263-52-0601（直通）

(4) メールアドレス shisetsu@city.shiojiri.lg.jp

### 3 入札手続等

#### (1) 入札参加申込

##### ア 申込書の様式

本売却説明書に掲載してある様式を使用してください。

共有名義の場合は連名での申込みとし、添付書類も全員分を添付してください。

##### イ 添付書類

- ・ 誓約書（共有名義の場合は、申込者ごと）
- ・ 役員等一覧（法人で申込みの場合）
- ・ 印鑑証明書 1通（直近3ヶ月以内に発行されたもの）

※ 入札参加申込書、誓約書及び入札書には、印鑑証明書の印鑑（実印）を押印してください。

##### ウ 申込みの受付

塩尻市企画政策部公共施設マネジメント課へ直接お持ちいただくか郵送してください。（どちらの場合も、令和8年6月29日 16:00必着）

##### エ 入札の辞退

入札参加申込み後、入札書提出前までは入札を辞退することができます。辞退される場合は、早めに担当へ連絡の上、入札辞退届（別紙様式）を提出してください。

オ 申込期間

令和8年6月23日（火）9：00から令和8年6月29日（月）16：00まで  
期限厳守（申込期間中に到達したものを有効とします。）

(2) 入札及び開札

ア 日 時 令和8年7月6日（月） 午前10時から  
（入札申込者には集合時間等を通知又は連絡いたします。）

イ 会 場 塩尻市役所 3階 第六会議室

(3) 契約書

別紙様式のとおり

4 用途の制限等

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

## 物 件 一 覧

## 物件1（旧教員住宅跡地：建物あり）

土 地				
所 在	地 番	地 目	地 積	備 考
塩尻市大字片丘字立石	4313 番 6	宅地	480.93 m <sup>2</sup>	旧教員住宅跡地

※ 物件調書等をよくお読みください。

最低売却価格 金 2, 9 6 1, 0 0 0 円

## 入札説明

(趣旨)

第1 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、本売却説明書、物件調書をよくお読みになり、現地をご確認のうえ入札に参加してください。

(入札参加資格)

第2 次に掲げる者は、入札に参加できません。

また、市有財産を売却する際の入札参加資格(購入資格)として、入札参加者等が暴力団関係者でないことを長野県警察本部に照会、確認することがありますのでご承知おきください。

- (1) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者
- (2) 当該入札に係る市有財産(物件)に関する事務に従事する本市の職員
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (4) 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者  
また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者  
ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者  
エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者  
オ 正当な理由がなくて本市との契約を履行しなかった者  
カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者  
ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者  
イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者  
ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者  
エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者  
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(入札参加申込)

第3 入札参加希望者は、次の書類を申込期限までに塩尻市企画政策部公共施設マネジメント課へ直接お持ちいただくか郵送してください。申込期限までに到達したものを有効とします。(どちらの場合も、令和8年6月29日 16:00必着)

- (1) 入札参加申込書(共有の場合は連名)
- (2) 誓約書(共有の場合は申込者ごと)
- (3) 役員等一覧(法人の場合)
- (4) 印鑑証明書(直近3ヶ月以内に発行のもの)

(現地確認)

第4 物件の現地説明会は行いません。物件調書を参考として、参加申込みを行う前にご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

なお、令和8年6月22日(月)から6月24日(水)(9:00~16:00)までの間、希望者に限り、個別に現地確認の対応をします。令和8年6月19日(金)16:00までに市役所公共施設マネジメント課まで電話もしくはメールにてご連絡ください。

(持参書類)

第5 入札の当日は、次の書類を必ず持参してください。

(1) 入札書

本売却説明書に掲載の様式を使用してください。(共有の場合は連名)

(2) 委任状(代理人の場合)

入札参加申込書に記載の本人以外(代理人)が入札に参加する場合は、入札申込者本人の委任状が必要です。

委任状は、本売却説明書に掲載の様式を使用してください。(共有の場合で全員が入札に参加できない場合、欠席者は委任状が必要です。)

(3) 入札保証金納付書の領収書(事前に市発行の納付書により金融機関で納付した方に限ります。)を必ずお持ちください。(入札保証金については次を参照してください。)

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとし、その方法は次のいずれかとします。

(1) 入札当日、現金で納付する。

(2) 入札当日、金融機関が発行する自己宛小切手で納付する。

(3) 事前に市発行の納付書により金融機関で納付する。(この方法を希望する場合は、入札参加申込書の納付書希望欄に○印をつけて申し込んでください。入札申込受付後に納付書を郵送します。なお、納付手数料がかかる場合は、入札参加希望者の負担となります。)

2 落札者の入札保証金は、売買契約締結時まで還付しませんが、落札者以外の入札参加者の入札保証金は、入札終了後に還付するものとし、その方法は次のとおりとします。

(1) 入札当日、現金又は小切手で納付した場合は、直ちに納付時に発行した領収書と引換えに還付します。

(2) 事前に市発行の納付書により金融機関で納付した場合は、還付請求書に基づき、入札参加者の指定する金融機関口座へ還付します。(手続き上、口座振込みまで一定の日数を要しますのでご了承ください。)

3 入札参加者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

(入札)

第7 入札書には、入札参加者の住所氏名(法人の場合は所在地、名称及び代表者名)を記入のうえ、実印で押印してください。(共有名義の入札の場合は、全員の住所、氏名を記入のうえ、それぞれ押印してください。)

2 金額の記入は、黒のペン又はボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。

3 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所氏名を記入(入札者の押印は要りません。)するとともに、代理人の住所氏名を記入のうえ押印してください。

4 入札書は、入札執行者の指示により提出してください。(封筒は不要です。)

5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

6 土地のみの価格で入札してください。(建物及びその他付属物については、価値を0円し

ています。)

(入札の無効)

第8 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札した入札書
- (2) 同一人が2通以上の入札をした入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印(入札書氏名欄に押印した印鑑と同一のもの)のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 郵送による入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が、入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開 札)

第9 開札は、入札場所において直ちに、入札参加者立会いにより行います。入札参加者が開札に立会わない場合には、市が指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

2 開札した結果、落札者がある場合は、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、また落札者がいない場合はその旨を、直ちに入札参加者へお知らせします。

(開札結果の公表)

第10 入札物件の落札金額については、落札決定後公表することがあります。

2 落札者に関する情報については、落札者が個人の場合、前第9の2によるほかは、塩尻市個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により公表しませんが、落札者が法人の場合は契約締結後法人名のみ公表することがあります。

(落札者の決定)

第11 落札者は、最低売却価格以上の最高価格を入札した者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上いるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

なお、同価入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

(契約の締結)

第12 落札者は、落札決定の日から原則として10日以内に、別紙様式の売買契約書により契約を締結しなければなりません。

2 落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することとなり、返還されません。

(契約保証金)

第13 落札者は、売買契約締結に際し、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、原則として10日以内に市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

2 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。

なお、落札者は契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

(売買代金の納付)

第 14 売買代金（契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額）は、原則として 60 日以内に市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

2 売買代金が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は市に帰属することとなり、返還されません。

(所有権の移転等)

第 15 売買代金が完納したときに所有権が移転します。

2 所有権の移転登記は、市が行います。（所有権移転登記の請求及び必要書類の提出は、10 日以内に行ってください。）

3 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

4 所有権移転登記に必要な住所証明書として住民票（直近 3 ヶ月以内に発行のもの。外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書、法人の場合は法人登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書））を提出してください。

(個人情報の取扱い)

第 16 入札参加申込みの際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に関わる事務に利用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

(入札の中止等)

第 17 入札は、市の都合により延期又は中止することがあります。